

市施設の休館解除とイベントや会議等の開催について

1. 国や県の動きなど (5/14 現在)

- 国：39 県の緊急事態宣言を解除。北海道、東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、京都、兵庫の 8 都道府県は解除せず、1 週間後の 5/21 をめどに改めて判断 (5/14)

○感染状況に応じて都道府県を 3 種類に区分し適切な対応を進める必要があると提言

	①特定警戒	②感染拡大注意	③感染観察
基本対応	接触の 8 割減	新しい生活様式を徹底、必要に応じて自粛要請	新しい生活様式を徹底
外出	法に基づき外出自粛を要請	不要不急の他県への移動は避ける	他区分の県への不要不急の移動は避ける
イベント	クラスター発生の恐れがあるものや、3 密の集まりは法に基づき自粛要請	クラスター、3 密となるものは自粛要請、その他は予防指針を踏まえた対応	参加者は 100 人以下、かつ定員の 50% 以下が開催の目安

- 県：新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置の見直し (5/7～)

○県民の行動変容等のお願い

- ・不要不急の都道府県をまたいだ移動の自粛 【5/31 まで】
- ・繁華街における接待を伴う飲食店等への外出の自粛 【5/31 まで】
- ・国の専門家会議が提唱する「新しい生活様式」の実践 【新】

○施設の使用制限要請の一部解除

- ・クラスターが発生した施設類型を除く施設について要請解除
(要請継続：5/20 まで…遊興施設、運動・遊技施設)



期間を前倒して解除することを検討中

2. 市施設の休館の解除について

- ・市内で感染者が確認されていないこと。また、上越地域の感染が拡大の傾向にない。
- ・国の基本的対処方針では、施設の使用制限の要請等については、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活・健康等への影響に留意し、地域におけるまん延状況等に応じて適切に判断することとしている。

なお、施設の開放にあたっては、感染リスクを踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提としている。



- ・「業種ごとの感染拡大予防対策等」を参考に、施設の感染予防などの体制が整い次第、5/18(月)以降順次、休館を解除。
- ・当面の間、施設の利用は、市民に限定 (小・中学生及び高校生の利用は不可)
- ・主に市外の方が利用する観光施設等は、特定警戒都道府県の方の利用を自粛要請。

休館解除日 (開館予定日)	施設種類	施設数
5/18(月)	地域のコミュニティ活動や会議などで特定の人が主に利用 することが多い生涯学習施設や文化施設など	13
5/21(木)	人と接する場面が生じるトレーニングルームなどを除くス ポーツ施設	17
6/1(月)	入浴施設、観光施設、文化施設や農業振興施設で観光的な施 設など	34

※図書館は、5/13(水)休館を解除（一部利用制限あり）

※開館する日が前後する施設あり。詳細は別紙「市施設の休館解除一覧」のとおり

※「新しい生活様式」「業種ごとの感染拡大予防対策等」… 別紙のとおり

3. イベントや会議等の開催について

市が主催または共催するイベント等については、国の基本的対処方針に示されているとおり、全国的かつ大規模なイベント等の開催は、感染拡大のリスクを考慮し、中止又は延期とするが、感染防止対策を講じた上で比較的少人数（最大で 100 人程度）のイベント等については、イベントの制限の解除を含めた適切な対応ができるとされているため、5/18(月)から 50 人程度の市民を対象としたイベントや会議等については、適切な感染防止策を講じた上で、実施を可とする。

なお、地域や民間団体のイベント等については、主催者が実施を判断する際に、参考とするよう情報提供する。

○イベントや会議等を実施する際に満たすべき条件

- ① 3つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ 2m を目安に）（4 m²/人）。最大で 50 人程度の市民を対象としたものであること。
- ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。
- ③ 適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気、名簿の作成等）が講じられること。